

日清談判新聞掲載件数電信

外務省

REEL No. 1-0152

0350

明治十一年二月廿三日
 此稿は上議院ノ指揮ニ起リ
 同 年 月 日 閣下
 更ニ其ノ一閱ヲ請フタルモイナリ
 輔 卿
 主任 波多野

建野大阪府知事宛 外務省

伊藤 西郷 函冬 議 元ニ 護衛兵ノコト 事實

イトウサイゴウリョウサンギ ナラビニゴエイヘイノ

ノ有無ニ 拘ハラス 掲載 ヲ禁 スヘシ

コト ジジツ ノ ウム ニ カカハラズ ケイサイヲ

キズベシ

外務省

紙達送年 治明

技術	局 着		局 發		スベテ電信ヲ頼ミ出ルモノハ通信規則ノ通り心得ベキ事
	第 字 分	第 字 分	第 字 分	第 字 分	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	報
					届
					出

Handwritten notes in the '届' and '出' sections include: 本アソシエイトスガ

紙達送年 治明

技術	局 着		局 發		スベテ電信ヲ頼ミ出ルモノハ通信規則ノ通り心得ベキ事
	第 字 分	第 字 分	第 字 分	第 字 分	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	報
					届
					出

Handwritten notes in the '届' and '出' sections include: 本アソシエイトスガ

京都府

三月十三日午前發信

大阪府

警部長宛各通

外務省掛

兵庫縣

三月十二日午後六時五十二分天津發電報

今般伊藤大使ト談判ノ為メ李鴻章ハ全權大臣ニ吳

大徴ハ副大臣ニ任セラレタル旨●昨日總理衙門ヨリ

公然其筋ハ通知アリ

右ノ原稿ヲ府下ノ新聞社ヘ下ゲ渡シタリ

外務省

二十一年五月廿七日午後七時起算

京都府

大阪府

兵庫県

長崎縣

警部長官各通

外務省指回抄

十五日午後五時十分天津發電報

伊藤全權大使ノ一行ハ唯今當地工到着セラル

タリ
モリケンモタマエゴヨシモシ

右ノ電報新聞社ノ下ガ渡シタリ

外務省

三月十九日

午後二時五十分

二府三縣郵部

五卯トノ活判ハ来ル北三日天津半取ニ於

知ハカカニソイル
サイラエルセリ

テ開カルベシ云云
池事ハ増致ヲ活セリ

外務省

三月六日午後三時十分
早稲田

大印政府ハ伊後方使ニシテ
津田者ニ人ヲ付ツタリト

(コハエハカソニヤ
クイカイヲキンゼリ)

ノ記事ハ高野ヲ著セリ

外務省

四府縣宛

七廿六五多廿五

支那日英談判ノ事ニ付横濱ノヘラルド新聞ニ或ル人が

支那公使館ノ某ト問答ヲ載セリ右ノ翻譯ハ昌載ヲ

（ヒゾヤトシケマホコハユハカ
ミギノホシヤシハケイサイラ
）
（ソンドル
キンゼリ）
オホゼリ

外務省

REEL No. 1-0152

0358

予の運送

八月廿八日

起字

松岡掛

京都府

外務省

大坂府

警部部長

松岡掛

兵庫県

長

日清談判の総理衙門に於て開キ

タリトノ電報に記載シ禁裏其旨自未

日電報ニ及御通知置度外有ハ

早ク致電報ニシテ掲載スル事

差留ニシテ有クモ得共本日本

外務省

及東京日之新聞に掲載セシ

如中ハ認可致シ是之支無ク暴徒ノ暴行

相成度此際申進ス也

三月廿八日
京都府
京都府

三月廿八日

格見掛

京都府
大坂府
神戶府
おのり
格見掛

ホクキレセイフハコリヨハウテアノニチゲンシヨコ
中央政府の事務指針を以てしる。

後利自限ノ事務指針を以てしる。

外務省
事務指針を以てしる。

テサソハミミナシ
テ目通しを以てしる。

カカメシ
シヤクシヤク



大正二年三月廿九日

京都府

長崎縣 警部 教範

警部 教範

外務省 換付 封

サシモノカスノマシハシホサシモン

シシシニオモウガシロシハシシシシ

伊藤大使ハ

天津ニ赴ク

天津ニ関スル

トノ下ヲ行シタリ

試ニ譯出シテ

ランシシニラモムクダンパンハテンシシ

コテヒラカル

外務省

明治 年 送 達 紙

技術	着局		破局				ス メ テ 電 信 ヲ 頼 ミ 出 ル モ ノ ハ 通 信 規 則 ノ 通 リ 心 得 メ キ 事
	第 一 報	第 二 報	第 三 報	第 四 報	第 五 報	第 六 報	
	月 日	分 局 號	字 數	午 時 分	年 月 日	分 局 號	報 號

Handwritten Japanese text in the message area, including the characters "届" (top right) and "出" (middle right).

REEL No. 1-0152

0364

明治十六年四月八日
起草
同日
年月日
日發遣

主
在
波多野

輔 卿
京城
大阪府
兵庫縣
警部長宛
普通

外務省
檢閱掛

天津談判ハ困難ナリトノコト記載ヲ禁止セリ(念ノ為メ)

御通知ニ及ブ

外務省

紙 達 送 年 治 明

技術	局 着			局 發			スベテ電信ヲ頼ミ由ルモノハ通信規則ノ通り心得ベキ事
	第	字	第	第	午	第	
	月	分	日	月	時	日	報
	日	局	號	分	分	局	號

届
出

Handwritten notes in Japanese, including "新" (Shin) and "明" (Mei).

紙 達 送 年 治 明

技術	局 着			局 發			スベテ電信ヲ頼ミ由ルモノハ通信規則ノ通り心得ベキ事
	第	字	第	第	午	第	
	月	分	日	月	時	日	報
	日	局	號	分	分	局	號

届
出

Handwritten notes in Japanese, including "新" (Shin) and "明" (Mei).

REEL No. 1-0152

0368

四月十五日
二二府二品
江多禮
高橋

トマソノヤヨダテクモマヨシハハスリクサン
ホクキソノガコウシノクシノイナハクシノ
北京ノ知事館次一曰天津
事一ノ記載ヲ其至リ

外務省

REEL No. 1-0152

0369

明治 四年 四月 廿二日 發遣

輔 卿

林 友 五 郎 七 郎 七 郎

主 務 長 官

日清 談判 終了 之 後 ト 務 務 へ 入 ン ド
新 字 ノ 記 号 ヲ 註 載 ス ル 事 許 セ リ

外 務 省

REEL No. 1-0152

0370

明治 年 月 日
起草
發遣

輔 卿

三附
二條 勲等
三條 勲等

主 権

ヘナモンゾンポ フンチマヘコナルレシ
ニツシシダシバン マンソクニケツリヨウ
シタリトハヨコハマヘラルドレンブシノホシ
ヤクヌキハロワカアルセル
ヤクヌキハロワカアルセル

外務省

明治十六年四月廿七日
同 年 月 日 起 申
日 發 遣
輔 卿

主 権
を 守
る 事

兵庫縣知事代表

宮内省御託

外務省御託

日清談判ノケ条ハ不日調印ノ運ビニ至ルベシ

トノコトヲ許シタリ

大使一行ハ直ニ歸朝ノ手續アリトノコトハ

禁シタリ

外務省

明治六年四月十九日
同 年 月 日
輔 卿
午前
午後

主務
印

大阪府警部長宛
外務省
檢閱
封

マダ
許サ
又
許
スト
キ
ハ
知
ラ
セ
ル

外務省

明治十六年 巳月 廿九日 起草
同日 發遣

主筆 波多野

輔 京部
大政 府 又 長 官
長崎 縣 署 長 官

外務 省 長 官

又 日 本 領 事 館 長 官
昨 日 日 本 領 事 館 長 官
モ ス ヤ イ マ ア ノ コ モ 三 年 前 日 本 領 事 館 長 官
向 々 出 発 ス ル ト ノ コ ト ラ エ ル セ リ

外 務 省



紙信頼年 治明

技術	發午 時 分	届賃	音信料	着 分局	字数 字	預午 時 分	月 日	分局	第 號	報
					ノ山ノヨハニ					届
					コケイウクマ					
					トシシハジモ					
					カコハソウサ					
					モウサシジモ					
					ルハホスヒヨ					出
					セツノヤコウカ					
					ルソビンヤク					
					ルカニリキ					
					トコノクニ					

百十九十八十七十六十五十四 冊 廿 十

REEL No. 1-0152



外務省

ニツシニシヨウヤク、ダイイイチ、ケイジヨウ
 マクユハヤハナモシルレクキハカ。ノタシ
 ナウサイノニツシヨウヘイナムカウ
 モタナノヘ、セツキマワテリ。ジハハゴハ
 シカツキニヒキアグルコト、ダイニケイ
 モレクヤチンヘ。マヨシモソワ。モンテマヤ
 ジヨウノヘシニガクワシタル、シコクノ
 モレクテクカ。ルテクモレクレル。コシ
 シヨウコウチ、リコウシヨウヨリケシ
 イノロワテリ。ムカトタヘ。ハナタモレシ
 セキスルコト、ナチホカシ、イツカジヨウ
 アルヨシナレドモ、イマダカクホウチ
 エズウニウシ
 (E)ゾノユハカニワモツル
 ミキキサイヲユルニタリ

東原縣警部長甚電報臺通
正廳直政多右面以口上等別紙
電報至急以相及及多
甚電方可然法取計已下發
其以附及内俾款也

四月廿日前一日 波多野部

外務省宛直郵中

明治五年四月廿二日
起草
日發遣

輔卿

京都府
大政司
長官
長崎縣
長官

主務
野村

外務省
檢印

昨日御通知ニ付テ余ノ為ニ係但書ニ在ノ事ヲ加フルヲ
言シタリ

但シ此ヲ消サレ時ニハ兩國共ニ朝辭入兵士ヲ派遣スルノ
様理ヲ保ツト爲ルニ互ニ照會ノ上テ之ヲ出スセザルヲ

外務省

明治六年四月廿二日
起草
年月日發遣

后の事務

輔卿

大政司

支那政府の事務
長崎縣事務部長宛
兵庫縣事務部長宛

外務省機密印

天津条約の支那ナリトテ記シタルモノノコトハ禁シタリ

支那政府の行一應嚴ニ去年暴徒ノ始末ヲ取調ヘ

果シテ支那が乱暴シタルハ相違ナクハ嚴重ノ處力

ヲナスヘシ

外務省

東京府知事宛に電報の回電 七七〇年八月二日

フビイアワセノケンハ(キヨカセズ)

島村海軍大臣 藤岡 揚

外務省

REEL No. 1-0152

0392

明治十年八月送達紙

技術	着局		發局		至急官報	スベテ電信ヲ頼ミ出ルモノハ通信規則ノ通り心得ベキ事
	第 一 号	第 四 号	午 前 八 時 正 分	西 月 廿 八 日		
	あか時分信	八月八日	字數一〇〇字	西月廿八日	至急官報	
届				出		
至急				大阪府警部長		
<p>タイシエンジヨウヤウサクモツハツピヨウ ノヨシニテゾクゾクハコシアナモラシ イヅレドモイマダソノモチキハハメレタ セズハタシテソワイナレバカクカシヨウノ ヨウリヨウキヲホウアシ</p>						

REEL No. 1-0152

0394

五月廿一日午前十一時五分

大坂府

参府

兵部

長官

野部長

外務省

捨免状

昨日夕ノ官報ヲ以テ告示セラル

新章

日清兩兵調印ヨリ四月内ニ朝鮮ヨ

リ撤回ス云々

新章

他ノ外國人ヲ聘シ練兵スルコトヲ朝

外務省

鮮王ニ勸メ日清兩國ハ教師ヲ派セサ

ル云々

新章

尔後兵ヲ派スルニハ兩國トモ互ニ照會シ

事定ミテハ旧ニ復ス云々

新章

照會文トシテ章アリ大田君トシ

右朝鮮清武官ヲ戒飭トシ兵士ハ

取調ノ上平美アハハ處分スル云々

外務省

REEL No. 1-0152

0396

第廿八

二層

藤岡

日清事件ノ條約管系ナリタルニ付
テハ其ノ因ニテ評論ハ善惡トモ掲
載ナリ

エツシニジケレノジヨウヤリコクシナリ
タルニツイテハ言キニカスル(セルクニホ
イニキマリスコハユハカメンモソル)

外務省

紙 達 送 年 治 明

技術	局 着			局 發			スベテ電信ヲ頼ミ出ルモノハ通信規則ノ通り心得ベキ事
	第	字	午	第	字	午	
	月	日	分	月	日	分	報
							届
							出

紙 達 送 年 十 治 明

技術	局 着			局 發			スベテ電信ヲ頼ミ出ルモノハ通信規則ノ通り心得ベキ事
	第	字	午	第	字	午	
	月	日	分	月	日	分	報
							届
							出

REEL No. 1-0152

0398

日清条約評議禁の道徳ニ事ノ商ノ
於テ之ヲ禁ムル事ハ外ノ皆禁シ
父ノ因テハ其本評議ノ事ニ事ノ評可
也云々詮議決セハ格メ其旨ニ事ノ事
也云々

外務省

REEL No. 1-0152

0399

或

東京府下谷新聞紙社主
持主

朝鮮事件之関之新聞を刊行

前際ノ原稿検見致し交加原

稿検閱自今ノ相廢候事

明治七年七月日外務省

外務省

或

納

古中請仕候也

明治十三年七月百

中全物産部

加三保福

東局外報

取之口三

正教外報

法部

奇正社

代 米倉

日文社

見光社

外務省

鈴木

理事

神

正務

梅

日社

多

吾

社

中

中

社

中

成

成

納

系

系

修徳堂

市川半吉

朝野大守

大石屋

日新社

入念子一三

徳川内水戸元

永田文三

財通社

持主

徳川社

河東村

文房社

外務省

奇目社

方以由亮

今白社

杉山

公教社

古多

徳川社

江東

報社

石田

明治

石田安次郎

系

系

